

入 札 告 示

札幌市告示第768号

回収金属（鉄くず、アルミくず）売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示する。

令和7年2月21日

札幌市長 秋 元 克 広

記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係
電話：011-211-2922 FAX：011-218-5105
メールアドレス：seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 売払い案件名

- ア 発寒破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）
- イ 篠路破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）
- ウ 駒岡破砕工場 回収金属売払い（鉄くず）
- エ 発寒破砕工場 回収金属売払い（アルミくず）
- オ 駒岡破砕工場 回収金属売払い（アルミくず）

(2) 売払い品の仕様等 入札説明書による。

(3) 引渡し期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

(4) 引渡し場所

- (1) のア、エに掲げる案件 発寒破砕工場（札幌市西区発寒15条14丁目2-30）
- (1) のイに掲げる案件 篠路破砕工場（札幌市北区篠路町福移153）
- (1) のウ、オに掲げる案件 駒岡破砕工場（札幌市南区真駒内129-3）

(5) 入札方法

(1) の案件ごとに、単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「卸小売業」、中分類「再生資源」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状

態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市清掃工場回収金属払下げ要綱第3条に規定する払下げの条件を満たしていること。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。また、下記URLよりダウンロードすることができる。
https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/kinzokuuriharai2025_1.html
- (3) 入札書の受領期間
令和7年3月13日（木）17時00分（送付の場合は必着のこと）。
- (4) 開札の日時及び場所
日時 令和7年3月14日（金）10時00分から順次
場所 札幌市役所本庁舎13階環境局施設管理課事務室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、現地において本市担当者より説明を受けたうえで、入札参加資格を証する書類を入札説明書に定める期限までに提出しなければならない。
また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。